

十勝圏複合事務組合運営に関する規則

〔平成元年11月24日〕
規則第1号

改正の沿革 平成5年規則第1号、平成7年規則第1号、平成9年規則第1号、平成9年規則第5号、平成10年規則第1号、平成11年規則第2号、平成14年規則第2号、平成15年規則第1号、平成19年規則第3号、平成20年規則第1号、平成21年規則第2号、平成27年規則第1号、平成28年規則第1号、平成30年規則第5号 令和2年規則第3号、令和4年規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、十勝圏複合事務組合運営に関する条例（昭和44年条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(組織及び事務分掌)

第2条 条例第7条に規定する組合の組織及び事務分掌は、別表1のとおりとする。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第5項の規定により、会計管理者の事務を分掌させるため会計課を置き、その組織及び事務分掌は、別表1の2のとおりとする。

(長等の設置)

第3条 事務局に事務局長、課長、所長、係長及び主査を置く。

2 前項に定めるもののほか組合長が必要と認めたときは、事務局次長、担当次長、主幹、課長補佐、所長補佐、副主幹及び主任その他必要な職員を置くことができる。

(公印)

第4条 組合の公印は、別表2のとおりとする。

(準用規定)

第5条 組合の財務、職員給与、その他必要な事項については、帯広市の次の規則等を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「組合長」、「副市長」とあるのは「副組合長」、「政策推進部長」又は「総務部長」とあるのは「事務局長」とそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) 帯広市事務分掌規則（平成4年帯広市規則第28号）
- (2) 帯広市事務決裁規程（昭和55年帯広市訓令第5号）
- (3) 帯広市公印規則（昭和52年帯広市規則第6号）
- (4) 帯広市会計事務専決規程（昭和51年帯広市収入役決裁）
- (5) 帯広市事務処理規程（昭和46年帯広市訓令第10号）
- (6) 帯広市文書編集保存規程（平成15年帯広市訓令第2号）
- (7) 帯広市公用文規程（昭和57年帯広市訓令第3号）
- (8) 帯広市職員給与条例施行規則（昭和28年帯広市規則第8号）
- (9) 帯広市職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成19年帯広市規則第35号）
- (10) 帯広市職員通勤手当支給規則（昭和33年帯広市規則第17号）
- (11) 帯広市職員住居手当支給規則（昭和46年帯広市規則第6号）
- (12) 帯広市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準等に関する条例施行規則

(昭和44年帯広市規則第13号)

(13) 帯広市職員等の旅費に関する条例施行規則 (昭和28年帯広市規則第9号)

(14) 帯広市退職手当支給条例施行規則 (昭和60年帯広市規則第5号)

(15) 帯広市報酬及び費用弁償条例施行規則 (昭和40年帯広市規則第17号)

(16) 帯広市職員の勤務時間等に関する条例施行規則 (昭和44年帯広市規則第12号)

(17) 帯広市職員服務規程 (昭和27年帯広市訓令第3号)

(18) 帯広市単純な労務に従事する職員の勤務時間等に関する規則 (昭和44年帯広市規則第14号)

(19) 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例施行規則 (昭和23年帯広市規則第10号)

(20) 帯広市財務規則 (昭和55年帯広市規則第28号)

(21) 帯広市会計規則 (昭和55年帯広市規則第29号。第10条から第12条まで、第35条及び第85条の規定を除く。)

(22) 帯広市契約規則 (昭和39年帯広市規則第22号)

(23) 帯広市公有財産規則 (昭和55年帯広市規則第21号)

(24) 帯広市税外公法上の収入条例施行規則 (昭和45年帯広市規則第28号)

(25) 帯広市会計年度任用職員の任用等に関する規則 (令和2年帯広市規則第12号)

2 前項各号に定めるもののほか必要な事項については、帯広市の諸規程を準用する。

附 則

1 この規則は公布の日から施行する。

2 帯広市ほか十九町村高等看護学院組合公印規程 (昭和44年規則第2号)、帯広市ほか十九町村高等看護学院事務分掌条例施行規則 (昭和45年規則第4号) 及び帯広市ほか十九町村高等看護学院組合事務専決規程 (昭和45年訓令第1号) は廃止する。

3 第5条第1項第24号の規定の適用については、平成7年3月31日までの間においては、帯広市財務規則の一部を改正する規則 (平成5年規則第23号) による改正前の帯広市財務規則 (昭和55年規則第28号) による。

附 則 (平成5年4月1日規則第1号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日規則第1号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日規則第1号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年7月1日規則第5号)

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月28日規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月7日規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 2 日規則第 3 号）
この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月12日規則第 2 号）
この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月18日規則第 2 号）
この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 4 月30日規則第 1 号）
この規則は、平成27年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日規則第 1 号）
この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第 5 号）
（施行期日）

1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行に関し必要な経過措置については、施行日前までの十勝環境複合事務組合の相当する諸規定の例による。

附 則（令和 2 年 3 月30日規則第 3 号）
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月27日規則第 1 号）
この規則は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条第 1 項関係）

組織			事務分掌
事務局	総務課	総務係	(1) 組合議会及び公平委員会に関する事 (2) 教育委員及び監査委員に関する事 (3) 交際、儀式、ほう賞及び表彰に関する事 (4) 職員（教育委員会の教育職員を除く。以下同じ。）の任免、服務、研修及び福利厚生に関する事 (5) 職員の人事、給与に関する事 (6) 十勝管内の市町村及び他の一部事務組合との連絡調整に関する事 (7) 予算決算の総括に関する事 (8) 規約、条例及び規則の制定改廃に関する事 (9) 十勝圏の総合的な振興計画の策定及び推進に関する事 (10) ふるさと市町村圏基金事業に関する事 (11) 広域行政の連絡調整に関する事 (12) 各種調査及び統計の総括に関する事 (13) 公印管守に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> (14) 公有財産台帳の記録整備及び保管に関する こと。 (15) 公有財産の取得及び処分に関する こと。 (16) 工事の入札及び契約に関する こと。 (17) 基金に関する こと。 (18) 起債に関する こと。 (19) 一時借入金に関する こと。 (20) 債権の管理に関する こと。 (21) 組合運営分担金に関する こと。 (22) 組合教育大綱及び総合教育会議に関する こと。 (23) 財政計画に関する こと。 (24) 債務負担行為の管理に関する こと。 (25) 財政事情の公表に関する こと。 (26) 公会計制度に関する こと。 (27) その他、他課の所管に属さない こと。
保健課	保健係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 看護師の養成に関する こと。 (2) 看護師の確保に関する こと。 (3) 看護師養成所の連絡調整に関する こと。
十勝市町村税滞納整理機構		<ul style="list-style-type: none"> (1) 滞納処分及びこれに関する こと。 (2) 滞納処分の停止又は不納欠損処分を することについての判定事務に関する こと。
くりりんセンター	管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) くりりんセンターの管理運営に関する こと。 (2) 廃棄物最終処分場の管理運営に関する こと。 (3) ごみ質分析及び各種検査に関する こと。 (4) くりりんセンターの見学、視察、施設 PRに関する こと。 (5) リサイクルプラザの資源ごみ中間処理 業務に関する こと。 (6) 組合施設周辺地域との連絡調整に関する こと。 (7) ごみ処理計画に関する こと。 (8) 一般廃棄物中間処理施設の建設に関する こと。
十勝川浄化センター	管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 十勝川流域下水道施設の管理運営に関する こと。 (2) 処理水の水質検査に関する こと。 (3) 十勝川流域下水道施設の見学、視察、 施設PRに関する こと。 (4) 汚水処理施設の管理運営に関する こと。 (5) 汚水処理施設整備に関する こと。

		(6) し尿処理計画に関すること。
--	--	-------------------

別表1の2 (第2条第2項関係)

会計係	<p>(1) 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）出納及び保管に関すること。</p> <p>(2) 小切手の振出しに関すること。</p> <p>(3) 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。</p> <p>(4) 物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保健を除く。）に関すること。</p> <p>(5) 現金及び財産の記録管理に関すること。</p> <p>(6) 決算の調整に関すること。</p> <p>(7) 指定金融機関及び収納代理金融機関に関すること。</p> <p>(8) 出納員その他会計職員に関すること。</p> <p>(9) 組合長の権限に属する事務の補助執行に関すること。</p>
審査担当	<p>(1) 支出負担行為の確認に関すること。</p> <p>(2) 支出命令書の審査に関すること。</p>

別表2 (第4条関係)

公印番号	公印の名称	形状	寸法	個数	使用区分	保管場所
1	十勝圏複合事務組合之印	正方形	45 mm	1	辞令及び一般公文書	総務課
2	十勝圏複合事務組合長之印	正方形	21 mm	3	一般公文書	総務課、十勝市町村税滞納機構及び教育委員会事務局
3	十勝圏複合事務組合長職務代理者の印	正方形	21 mm	3	一般公文書	総務課、十勝市町村税滞納機構及び教育委員会事務局
4	十勝圏複合事務組合副組合長之印	正方形	21 mm	1	一般公文書	総務課
5	十勝圏複合事務組合会計管理者之印	正方形	21 mm	1	一般公文書	会計課
6	十勝圏複合事務組合会計管理者職務代理者之印	正方形	21 mm	1	一般公文書	会計課